

今 創價教育學會各理事  
各支部長 殿

理事長 戸田城外

通 謀

時局下 決戦体制の秋、創價教育會長於此益々盡忠報國の念を強め  
會員一同各職域に於いてその誠心を致し信心を強固に

日まが戦い抜かんとす。依つて各支部長は信心折伏に

各會員に重なる症の各項により此の精神を徹底せしめんことを

- 一 毎朝天拜（新座）に於いて御本山の御指示通り 皇祖天照大神 皇宗神武天皇肇國以來御代々の鴻恩を謝し奉り敬神の誠を致し 國運の隆盛 武運長久を祈願すべきことと 強調指導すべきこと
- 一 學會の精神たる 皇中心主義の學理を會得し 誤らばき指導 すべきこと
- 一 感情及利害を離へる 形骸に 拘らざること
- 一 創價教育學會の指導は生活法學の指導たることを忘る可からざる こと
- 一 皇大神宮の御札は粗末に取らばざる様敬神崇祖の念と此とを混同して一不敬の取り扱ひなき様充分注意すること

六月廿五日

嘘で固めた宗教法人創価学会

この左面の

記事は学会

出版物は

3の嘘の記事

誰も知らない創価学会の真実の歴史と体質を証拠書類を挙げて発表する。  
創価学会及び分門党の体質を知る上で参考になるは"章"である。

昭和10.9.

大白蓮華

論文 「創価学会の歴史と確信」 戸田城聖

「創価学会の歴史と確信」(大白蓮華十大学十七号に発表された)は戸田城聖が創価学会の原典を弄した論文である。そこには創価学会の根本精神と目的、使命が明瞭に述べられている。この論文にありはめられた永遠の指針と学び一人一人の信心の核とする為めに再び掲載した。

同誌49頁

(1) 時あたかも、我が国は大平洋戦争に直面し、国をあげて修羅の巻に突入したのである。牧口会長は、この大戦争の冒に、誇く大聖人の1節精神を奉戴して、国家の悪思想たる天照大神をおかむことには対立したのであった。

(2) 軍部の偉大な権力は狂人に双物で、民衆はかたされまゝにふるえあかして、バカのように天照大神の神代名を作っておかむことである。このとき牧口会長は天照大神の神代名をおかむことは、正統の精神に反対し、きびしく命ぜられたのである。

(3) 昭和18年6月に学会の幹部は登山を命ぜられ、「神代名」を一応いけるように命ぜられるようにしてはどうかと、二上人立ち会ひう之後、迎意法師より申しもたされた。

市南山上人の書遺文にいづく「時の貴道者りと雖も佛性に相違して己意を構はば之を用う可からざる事」この精神においてか、牧口会長は、神代名は絶体にはけられんと申あがて、下山したのであった。

同誌50頁

(1) 名譽ある法難にあり、佛のおめがねにかないなから名譽ある位置を自覚せしめいともは退任したのである。又1名のうち19名まで

昭和18年6月本山より下山した直後の公式文書

(ワラ半紙ガリ版刷)

創価教育学会各理事  
人 各支部長 殿

理事長 戸田城外

通 牒

時局下、決戦体制の秋、創価教育学会員には益々盡忠報国の念を強め、会員一同各取組に於て、その誠心を致し信心を強固にして米英打倒の日まで戦い抜かんと切望す。従つて各支部長は信心折伏についで、各会員に望むべき各項により此の精神を徹底せしめんことを望む。

- 一、毎朝天拝(初産)に於いて御本山の御指示通り、皇祖天照大神、皇宗神武天皇肇国以來御代々の鴻恩を謝し奉り、敬神の誠を致し、国運の隆昌、武運長久を祈願すべきこと。
- 一、学会の精神たる天皇中心主義の原形を会得し、誤りなき指導をなすこと。
- 一、感情及利害を伴ふ折伏はなさざること。
- 一、創価教育学会の指導は生活法堂の指導たることを忘る可からざること。
- 一、皇太神宮の御札は粗末な取扱はざる様敬神崇祖の念と此れを混同して不敬の取扱ひなき様充分注意すること。

6月21日

戸田城外の退転

(2) (4) 戸田城外は獄中生活に堪へかね、更に首領家族の身の上を心配して、信心を退転し、「転向の誓約書」を草にて提出し、昭和20年7月3日中鈴利務所を便出所したのである。

(3) 注釈 上記した通牒及び戸田城外の退転便出所の事実を知つて、左表の

	退任したのである。
	会長牧口章三郎、理事長平田誠外、理事矢島周平の3人が「サマ」 ようやくその位置に踏みとどまっていたのである。
(2)	この頃同志を裏切り者退任者と極めつけ、自分こそ犠牲者であったと自画 自讃した論文がつく。自画自讃は池田大佐会長も扱以上である。
人間革命 巻6	昭和27年4月27日日蓮正宗総本山においては立宗 七百年慶祝法要の挙行中に総本山内で暴行事件 (1) も起した。「狸き祭り」事件は記録したので人間革 命を読んでいただきたい。
(2)	昭和33年3月23日日蓮正宗大講堂慶祝奉祝 月間中に池田現会長が起した暴行事件、これも 図録(ません)ので通訳文春昭和32年9月 1日号を読んでいただきたい。
(3)	以上二つの暴行事件は何れも創価学会会長が自ら 指揮をとって日蓮正宗の僧侶に対する事件である。
(4)	(1)の事件を正当化しようと創価学会はあらゆる手段を取った。 (イ) 宗務総監へ報告書、あて進及互定書。 (ロ) 学会進及護めず、不純な工作と断定。 (ハ) 日蓮正宗第八教区快談文、学会側は不承認。 (ニ) 学会の決議に対して学会の良識、疑う。学会三氏証。 (ホ) 学会へ請願書と学会より提出。 (ヘ) 第八教区快談に抗議。 (ト) 学会決議取消を要求す。学会青年男子部発表。 (チ) 学会、学会へ要求。学会宗務法人否定の議案提案。宗利 一項目取消せ。 (リ) 学会勤忍総入籍を切る。学会派の怪行勸。 (ニ) 学会と斗争宣言、男子青年部会で。 (ル) 青年部が学会派と対決開始。

記事を比較検討したならばどんなことになるだろう？  
更にこの事実に基いて「人間革命」池田大作著を讀んでこの人な  
さ。全く嘘とデタラメでデッチ上げた「人間革命」「創価学  
会」の本質がよく解ることでしょう。

## 誠告文

大講頭 戸田 誠聖

あなたとあなたが指導する青年部の者が去る四月二十七日総本山  
に於ける宗旨建立七百年慶祝の大法要期間中に惹起せる不祥  
事は甚だ遺憾の極みである。然しに影響する所は善意にして悪  
意にして国内一般に伝わり、宗内の面目を失ふことが多かつたと認めら  
る。

抑もその根本原因はあなたが先に提出せる報告書により一往は  
了解することか出来たその情情し推しはかること出来るか慶祝式  
典の時に当て暴力を行つたといふことは不当のことにして世人の聲  
譽を毀れるは当然のことである。宗川を思ふ余りとはいへ宗川人は  
かいつてあなたの本心を疑ひ、暗魁を生ずることには福を俟たぬ。

次々かかることが生ずるならば「宗内は異條同心といふが、僧侶共に  
疑心に包まれることになる。

二祖日興上人は「刀杖等には於ては仏法守護の爲め之を許す」と示さ  
れる儀式中かかることがあつてはならぬと深くお心をいたされて「但し  
出仕の時は著すべからざるが」と特々戒められているのである。

宗内の教師僧侶は白衣の沙弥に至るまで総て予が法親、予が弟  
子である。若しそれ此の教師僧侶を罵詈し侮辱するならば「法  
主たる予が罵詈され予が面に唾されるのを身に感じ心を  
いためているのである。予が法親、予が弟子として宗教に違背し  
或いは不行跡があるは予に於て呵嘖し処置するのである。

あなたは大講頭として正宗信長、先陣に立ち赴く烈士の後を  
続くべき責任も負荷されているのであるから内々当てはよく忍辱の  
鏡を看し外に向つては強く折伏を行いなせぬはならない。

本法の僧は十界互具の凡僧であるが多少の過失は身化ない。僧  
侶に瑕疵があるは正当なる手続によるべきである。今後かかる  
直接行為をなすことを堅く禁止する。

	(4) 第二次狸祭「堂裡」か、青柳の半市川氏に準中 <sup>等文</sup> 。 久遠寺住持 市川安道師は 昭正字字議会議長である。
(5)	会長 戸田城聖 謝罪状 奉提 この度御法主上人に 誠意文を賜り 遠時謝罪状を提出す。 昭和27年7月30日 長文の有有矣す。
狸祭事件 終結録	戸田会長の謝罪状 捧呈により「狸祭事件」は解決した。
	第二代 会長 戸田城聖 の 臨終
事蹟	(1) 昭和26年5月3日 第二代 会長 就任 (2) 同 33年4月2日 逝去 (3) その間の功蹟 (イ) 会長就任当時の信有数 約3000屯帯 (ロ) 逝去当時の 約80万屯帯 (ハ) 五重塔、塔中の増、改築、修復費。 (ニ) 大講堂、奉安殿の新築、市供養。 (ホ) 全国に末寺 25ヶ所 新築、市供養。 (ヘ) 登山市用麻の道を開き、市用麻 市供養。
	(4) 昭和33年3月10日～31日 総本山 本山内大講堂の落慶 総山の指揮。
地田会長 の講演集	(5) 本年 <sup>4</sup> 4月10日 早曉下山、沼津駅より夜行「出雲号」にて 車窓観音 午前6時54分、直に市原の田水、日大病院入院。
臨終	(6) 4月2日 当日午後5時より 創価学会本部に於て 総本山 終了後の 打ち合せ 会議の爲め 預り室、参謀室等による 連絡会議 が行われた。 又 午後6時30分からは 戸田会長の 病氣回復

今回のことはその故で起きた後状を酌量し尚永年の護法の功績を認めらるにより此の如く後の誠告とする。

尚法の録大講頭職に於ては、大徳大尊の室前に於て自ら懺悔して大講頭として耻すならば、即ち是に辭職せよ、若し耻じまいと信ずるならば、心を新にして、益々護塔建立の思をいとし、総中山を護持し、益々身軽法窟、死身弘法の行に精進すべきあり。予は宗祖大聖人より血脉付法の法主の名に於て、右の如く誠告する。

昭和二十七年七月二十四日

藤 本山 大石 弁  
第64世 法主

日昇

注釈

大十四世 日昇上人猥下は誠告文の中で「室内の教師僧侶は白衣の沙弥に至る迄予の法類である」と更に「予が法類、弟子を侮辱するは法主である予が罵罵され予が面に唾される思である」と述べて仰せである。

戸田二代会長は謝罪状を捧呈して謝罪を希った。

池田現会長は斯前例あるにも拘らず左面記事の如く「法主上人の法類である僧侶を」更に布塔川に投げて必死暴行を働くと云々暴挙を取って行つてゐるのである。日蓮大聖人より血脉付法の法主上人猥下の誠告を聞かぬない池田会長に布塔流布を云々する資格があるでしょうか？

### 戸田城 聖二代会長の臨終の状況

(1) 戸田家会長の臨終は七転八倒の苦みの後「悶死」した。

(2) 戸田家会長の死相は七転八倒の悶死の結果全く醜い「地獄の相」であった。

証意 (1) 戸田家会長が入院後付添え看護に當つて居つた戸田家の手伝の某女は何れも戸田会長より信心の強しを以て

祈念のため全男女部隊七か支部に奉念中であつた。  
連合全隊が6月30日夕々考に終了し、就任中、戸田純  
の死を御子息より電報にて知らせた。瞬間、一同の  
驚きは筆舌につくせまいであつた。

先生の死は空室流布への終幕ではない。今日からさらに激戦  
が始まつたのだ。今こそ先生の偉遺命とまつた戒日連立へ  
怒涛の道軍が始まつたのだと一同泣く方に思ひ定めた。  
先生のなきからは偉遺言に従つて一週間そのまゝ置  
され、「従容たる大將軍の威容をそなへての成佛の相  
をまごまご」と示されていた。

4月8日戸田家の葬儀、20日には全国から集つた  
号令兵25万が先生をお送り申けたのであつた。

以上。

④ ————— ④

### 日蓮大聖人御教示 (偉遺全集より)

仰せに曰く (1) 何に法を信じて給ふも、謗法あれば必ず地獄におつし。  
云々。

(2) 今、日蓮が身する事し亦是の如し、或いは信じ、或いは伏し、或  
は隨ひ、或いは従ふ。但し名のみ之を仮りて心中に染ま  
る信心持たざる者は、教の干劫と至すと云ふ。一無間、二無間、乃至  
十有無間疑いなき人者か……我等弟子の中し信心持  
たざる者は、臨終のとき所歸獄の相と現はすべし、そのとき我を恨  
むべからず。云々。

(3) 所詮佛法を修業せんには人の言を用う可らず、只か仰いて  
佛の金言をまほすべき事。云々。

(4) 若し佛の所説に従ふ者あるは、当に知るべし、是の人は是  
魔の眷屬なり。云々。

(5) 日蓮佛法をいふみるに通稱と文証にはすぎず、又通稱、証文  
よりも現証にはすぎず。云々。

以上。